2013 年 3 月 21 日

「官製ワーキングプア」・自治体非正規・公務公共関係労働者の実態

大場みゆき（静岡自治労連　副委員長）

はじめに

ここ数年「貧困と格差」が社会的にようやく大きな問題となってきました。新自由主義による構造改革で、社会保障の切り崩し、そして市町村合併で自治体のあり方を大きく変質させてきました。さらに、富の集中により格差がひろがり、地域経済・国民生活は疲弊しきっています。

働く貧困層の増大は、とりもなおさず 1995 年の日経連（当時）の「新時代の日本的経営」の施策が、今日の労働者を正規と非正規（非正規のなかにも派遣・契約などさまざまな雇用形態がある）、公務と民間、地域と職場を分断させてきました。

また、「貧困と格差」を作り出してきた背景・本質について政府財界は、労働法制の規制緩和や改悪をすすめ、一方では公務員バッシングを巧みに使い、「事」の本質から国民の目を遠ざけすりかえようとしてきています。

非正規雇用の増大は、組織や雇用形態に拘束されたくない自由な働き方を求める労働者の要求＝自己責任からではなく、まさに財界の意向に沿った「ジャストインタイム」いつでも入れ替え可能、低賃金で働く労働者層をつくるためだったのです。

08 年に出現した年越し派遣村は、一度非正規雇用の就労形態につくと、二度とそこから這い出せない非正規雇用の実態と、労働法制の改悪と規制緩和が、いかに貧困と格差を増大させたのかということが、具体の事実として国民の前に明らかになったのではないでしょうか？

雇用に関する法的根拠こそ異なりますが、官民問わず、不安定雇用労働者を国の政策として作り上げてきたことも同様です。

1.「官製ワーキングプア」わたしたちの働く実態

日本全国には、自治体・公務公共職場で働く非正規労働者がいます。自治体直雇用の非正規労働者と、公共職場（本来自治体が直接事業を行い、そこで働く労働者については直接雇用しなければならないと考える公共業務で働く労働者）で非正規雇用あるいは正規雇用で働く労働者のことをいいます。

現在、自治体直雇用で働く非正規労働者数は（05 年調査対象週 20 時間、半年以上雇用されている総務省調査）、おおよそ 46 万 5 千人とされていますが、08 年には 49 万 7796 人となっています。しかし、この調査対象には該当しない短時間労働者や、人事課で把握できない所属課直接雇用の非正規などを含めれば、70 万人とも言われています。圧倒的に女性が多く、保育士、介護・看護、保健師、学校給食、清掃、用務などの職種につき、基幹的、

恒常的、専門的な仕事についています。ここ近年は青年男性も増加してきています。
　構造改革、集中改革プランで正規職員の退職不補充が非正規労働者に置き換えられ、自治体業務を担っています。
　そして、本来地方公務員法の特別職、臨時などの主旨から逸脱・脱法した形で任用しています。賃金労働条件の実態は県内の自治体でもさまざまで、継続して任用（雇用）していないとするために、1 日、2 週間、1 ヶ月などの中断期間を入れたり、また業務は引き続き継続するのに、5 年の有期雇用で非正規職員の入れ替えをします。仕事にもなれ愛着が出てきたとき、「広く住民のみなさんに行政に携わっていただきたい」「臨時としての任用となっていますので」などの理由や、「法律」をかざし、いとも簡単に雇用止めをおこない、本来、法律を遵守しなければならない自治体が違法・脱法をおこなっています。

2. わたしたちの働き方を知ってほしい！「県内の官製ワーキングプア」の実態！
　静岡県内にも（消防・警察を除く）、自治体に働く多数の非正規労働者がいます。

A 市：学校給食で働く嘱託職員は、一年更新を繰り返し（夏休み期間中のみは無給です）、長い人では 20 年近く毎年更新し働いていました。しかし、05 年の合併により各自治体の要綱の統一をはかるとし、通年雇用から三期学期雇用となり、一時金や通勤手当などが削減され、年収 20 万円ほどの損失となりました。
　さらに、7 年後民間に業務が指定管理委託されました。正規職員は自校方式の職場へ異動になりましたが、非正規は賃金を現行より、時間単価 100 円切り下げを条件に、希望者のみ新たな委託事業所へと雇用をつなげました。

B 市：自治体保育園が９園あります。正規職員と非正規職員数は、すでに逆転しています。実働時間は 15 分短いだけです。非正規保育士がクラスを担任し、正規職員とまったく同じ仕事をしています。賃金は 20 年勤めても月額 20 万円そこそこで頭打ちになっており、正規との賃金格差が歴然としています。

C 市：自治体病院で働く医療補助員は、20 数年前は自治体直雇用の臨時職員として就労、その後一方的に業務委託になり 5 回委託先がかわりました。08 年暮れに偽装請負を解消するという理由で自治体直雇用臨時職員へと雇用契約が変更されました。自治体直雇用の臨時職員になることにより、賃金では月給制から日給へとなり、委託先や雇用契約は何度も変更しましたが、業務上使用している被服については雇用主の変更があっても同じものを現在も使用しています。

　上記に列挙した実態はほんの一例です。忌引き休暇も不十分で、悲しみに格差があっていいのか？病気になっても安心して療養できるだけの休暇制度がないなど、それは県内だ

けではなく全国いたるところでこうした実態にあります。

非正規が一番不安に感じるのが年度代わりです。次年度も雇用が引き続くのか、不安で胸が押しつぶされそうになるなど、いろいろな声がわたしたちの所に届きます。今日もどこかで一方的に「雇用止め」を言い渡され、明日からの生活に苦慮している仲間がたくさんいます。静岡県内から、そして日本から不安定で働かざるを得ない非正規労働者がなくなり、人間らしく働ける日がくるまで、県内・全国のなかまと奮闘する所存です。